

罹災証明書等に係る建物被害認定調査

1 概要

令和8年9月8日の大雨により被害を受けた建物の被害状況を確認するため、罹災証明書等の申請があった建物へ職員が訪問し、外観調査または建物への内部立ち入り調査を実施します。

2 調査開始日

令和8年9月16日（水）以降順次実施

3 調査方法

(1)外観調査

木造・プレハブの1～2階建て戸建住宅については、職員等が現地を訪問し、外観から浸水深などの調査を行います。浸水深の測定を行うため、ご不在の場合であっても、敷地内に立ち入って調査を行います。ご理解とご協力をお願いいたします。

(2)内部立ち入り調査

その他の建物（非木造や3階建て以上の住宅など）については、建物外観の確認に加えて、建物内部の被害状況の確認を行うため、室内に立ち入って調査を行います。調査の日程調整を行いますので、調査の立会いをお願いいたします。

4 問い合わせ先

建物の所在する区を担当する「市税事務所固定資産税課（家屋担当）」にお問い合わせください。

建物の所在する区	担当市税事務所	電話番号	ファクス番号
千種・東・北・中・ 守山・名東	栄 市税事務所	052-959-3308	052-959-3319
西・中村・中川・港	本陣市税事務所	052-433-4027	052-433-4066
昭和・瑞穂・熱田・ 南・緑・天白	金山市税事務所	052-324-9808	052-324-9826

建物被害認定調査について

罹災証明書等の交付申請の受付

受付中



建物被害認定調査の実施

9月16日(水)～順次



罹災証明書等の交付

調査後 順次

建物被害認定調査

市公式ウェブサイト
建物被害認定調査



外観調査

木造・プレハブの1～2階建て戸建住宅については、職員が現地を訪問し、外観から浸水深などの調査を行います。浸水深の測定を行うため、ご不在の場合であっても敷地内に立ち入って調査を行います。

内部立入調査

その他の建物(非木造や3階建て以上の住宅など)については、建物外観の確認に加えて、建物内部の被害状況の確認を行うため、室内に立ち入って調査を行います。調査の日程を調整いたします。調査の立会いをお願いします。

問い合わせ先

建物の所在する区を担当する市税事務所固定資産税課(家屋担当)